

【2020.7.3 発信 VOL.38】

「進藤金日子メールマガジン」は、ホームページにて配信の申し込みをして頂いた方、名刺交換をさせて頂いた方、報告会等に参加頂いた方等に無料で配信させて頂いています。

VOL.38 は、以下の内容でお届けします。

- 第 201 常会国会を終えて
 - 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の成立
 - 農林水産関係法案の成立
 - 令和 2 年度第 2 次補正予算が成立
 - 令和元年度食料・農業・農村白書等の公表
 - 土地改良新聞社からのインタビュー
 - 新型コロナウイルス感染症に関する情報（再掲）
 - その他の情報（再掲）
 - マイナンバーカードの取得へのお願い
 - 国勢調査へのお願い
 - 活動状況（2020.6.1～2020.6.30）
-

■ 第 201 常会国会を終えて

参議院議員の進藤金日子です。

- ・ 7 月に入りました例年の梅雨明けは 7 月 20 頃です。梅雨本番、まだまだ注意が必要です。
- ・ 今国会は、経験したことのない状況に遭遇し、補正予算を 2 度にわたって編成するという異例の国会でした。そうした中で、国民生活に不可欠な各種法案等を審議し、必要な措置を講ずることができました。
- ・ 特に多くの関係者から切実な要望が数多く寄せられた「ため池対策」においては、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(以下、「ため池工事特措法」という。）」が成立しました。閣法は 59 件中 55 件、議員立法は 57 件中 8 件のみの成立で、ため池工事特措法の成立は皆様のお力添えの賜と感謝しております。
- ・ 経済財政運営の基本方針（骨太の方針）の議論が本格化します(例年より 1 ヶ月遅れの 7 月中旬策定予定)。来年度の政府予算案編成に当たって、この方針が極めて重要になることから、皆様方から伺ったご意見・ご要望等を踏まえ、まずは骨太の方針策定に全力で取り組んで参ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症(以下、「新型感染症」という。)に伴う移動制限が解除され、早速、島根県の現場を訪問しました。現場では新型感染症対策が十分講じられた中で、多くの方々から様々な生の声をお伺いするとともに意見交換を行いました。現場の空気感の大切さをひしひしと痛感しました。

- ・現時点で豪雨などによる大きな災害は発生しておりませんが、新型感染症対策とともに更なる注意が必要です。
- ・現下においては、新型感染症の収束に全力を尽くすことが最大の課題ですが、新型感染症の危機を契機に私なりに以下のことが大切だと考えています。皆様のご意見をお願い致します。

- (1) 目先の効率性よりも中長期的な安全・安定性を優先する社会システムの再構築を早急に行うこと。
- (2) 国策として国民生活に不可欠な基礎的物資の生産拠点を国内に分散配置するとともに農山漁村居住を大胆に推進し、感染症を含めた各種リスクに柔軟に対応可能な強靱な国づくりを行うこと。
- (3) 今回の危機を通じて我が国のサプライチェーンの在り方、特に食料供給体制の在り方を徹底的に検証し、食料安全保障確立の観点から諸施策を集中的に実施すること。
- (4) これまで積み重ねてきた政策努力が水泡に帰すことのないよう政策の継続性を重視した予算措置等を講じること。
- (5) 特に国土強靱化対策や農林水産業の生産基盤の整備は、過去の予算削減による大混乱と損失を深く胸に刻み安定的な予算措置が不可欠であること。

■ 「ため池工事特措法」の成立

- ・農業用ため池の防災対策は、人命や財産を守るために緊急かつ重要な課題として、自由民主党農村基盤整備議員連盟に「農業用ため池対策の推進に関する特別措置法案(仮称)検討プロジェクトチーム」(検討PT)を昨年12月に発足。今年の1月から短期間に9回にも及ぶ検討会が開催されました。
- ・「ため池工事特措法」の主なポイントは、以下の4点です。(1)ため池の劣化耐性評価と豪雨・地震耐性評価(いわゆる調査設計)を明確に定義したこと。(2)都道府県が調査設計と工事を包括した法定計画を策定し公表すること。(3)都道府県の技術的支援を明定したこと(都道府県土地改良事業団体連合会への協力ができることを規定。いわゆるため池サポートセンターの設置)。(4)法定計画の下で調査設計、工事、サポートセンターへの国の助成及び地方債への特別の配慮を義務規定として明記したこと。
- ・「ため池工事特措法」は、10年間(2030年度末まで)の時限立法で、国と地方が一体となって国民の生命と財産を守るための法律として大きな役割を果たすことが期待されます。そのためには、次年度の予算確保に向けしっかり取り組んで参ります。
- ・なお、ため池工事特措法について、不明な点がございましたら、参議院議員進藤金日子事務所までお問い合わせ下さい。

※ため池工事特措法の資料は、以下のアドレスから参照願います。

<https://www.shindo-kanehiko.com/各種資料/>

■ 農林水産関係法案の成立

- ・「家畜伝染病予防法の一部改正する法律」は3月27日に成立しました。本法案は、

家畜防疫を的確に実施するため新たに家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散防止に係る措置等を講ずる内容です。

- ・「家畜改良増殖法の一部改正する法律」並びに「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」はそれぞれ、4月17日に成立しました。「家畜改良増殖法の一部改正する法律」は、家畜人工授精用精液等の保存等に関する規制を強化する内容など、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」は家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するための措置等を講ずる内容です。
 - ・「森林組合法の一部改正する法律」は、5月28日に成立しました。本法案は、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡充、事業執行体制の強化等の措置を講ずる内容です。
- ※それぞれの法律の資料は、以下のアドレスから参照願います。

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/index.html>

■ 令和2年度第2次補正予算が成立

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた緊急経済対のため、第1次補正予算に引き続き、第2次補正予算が成立しました。
- ・第2次補正予算では、農林漁業の経営継続のための「経営継続補助金」、子牛価格が下落するなか経営が継続できるよう繁殖牛農家向けの「肉用子牛生産の奨励金」を新設、農林漁業者等の資金繰り対策の強化、1次補正等の運用改善等が盛り込まれています。
- ・農林水産関係のみならず、補正予算に係る全ての事務・事業の執行については、スピードアップを図り一刻も早く対象となる皆さんに支援が届くように、しっかりと取り組んで参ります。

※詳細は、以下のアドレスからご覧頂けます。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/yosan/200527.html>

■ 令和元年度食料・農業・農村白書等の公表

- ・6月16日、食料・農業・農村白書が閣議決定。特集では、「新たな食料・農業・農村基本計画」と「輝きを増す女性農業者」の二つの特集を掲載、「女性農業者」を食料・農業・農村白書で初めて特集として取り上げられております。
- ・そのほか、「令和元年度森林・林業白書」においては、特集として、我が国におけるSDGsと森林・林業・木材産業の関係性を整理し、林業・木材産業と協働して企業や個人が取り組む様々な動きについて記述。
- ・「令和元年度水産白書」の特集では、「平成期の我が国水産業を振り返る」と題し、平成期における我が国水産業の変遷について記述。
- ・「令和元年度食育白書」では、若い世代を中心とした食育の推進を特集として取り上げられております。

※詳細は以下から参照願います。

- ・「令和元年度食料・農業・農村白書」

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo04/200616.html>

- ・「令和元年度森林・林業白書」
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/200616.html>
- ・「令和元年度水産白書」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/200616.html>
- ・「令和元年度食育白書」
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/200616.html>

■ 土地改良新聞社からのインタビュー

- ・「農政事情、キーマンに聞く『大きなピンチをチャンスに変えて』」と題して、土地改良新聞社からインタビューを受けました、是非ご一読いただけると幸いです。

※詳細は、以下のアドレスからご覧頂けます。

<https://drive.google.com/file/d/1awYqiKbyceKZgpp5289ZRfsgFzpQ-Rmh/view?usp=sharing>

■ 新型コロナウイルス感染症に関する情報

※新型コロナウイルスに関する情報については、以下のアドレスから参照願います。
なお、最新の情報を入手するよう留意願います。

(首相官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新しい生活様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle

(国立感染症研究所ホームページ)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

■ その他の情報（再掲）

- ・マイナンバーカードの取得へのお願い

※マイナンバーカードについては、以下のアドレスから参照願います。

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/11.html

- ・国勢調査へのお願い

令和2年度国勢調査の回答に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネット回答へのご理解とご協力をお願い致します。

※国勢調査については、以下のアドレスから参照願います。

(総務省ホームページ)

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>
